

**第30回**  
**糸島市農業委員会総会議事録**

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室(新館5階)

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

9番 三苦幹治

5. 議事日程

議事

- 議案第256号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第257号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第258号 非農地証明願について
- 議案第259号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第260号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第261号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第262号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第263号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出（譲渡）の取下げについて
- 2) 農地移動適正化あっせんてん未届について（報告）
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（7月認定分の資料）
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

台風9号は多くの地域で被害が出ておりますが、糸島にとっては恵みの雨じゃなかったかなと思っております。今年は水不足も少しはよくなったんじゃないかなと思っております。

話は変わりますが、コロナ禍で行われました東京オリンピックですが、メダルはいっぱい取りましたけど、コロナも非常に多くなりまして、ワクチンを打っておってもかかるということですので、十分皆さんも注意してもらいたいと思います。

それから、まだ暑い日が続いておりますので、十分睡眠を取って、休息しながら水分を取ってこの夏を乗り切ってもらいたいと思っております。

それでは、ただいまより第30回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は通常どおりの総会の開催となっております。

本日、三苦委員の欠席の連絡を受けています。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。三坂勝弥委員と成吉隆義委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第256号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

内容につきまして、説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。  
何か登録について質問、意見がありましたらお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。  
名簿の登録に同意する方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願ひいたします。  
議案第257号「農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について」あっ  
せん委員並びに議受候補者等の選定をお願ひするものでございます。  
それでは、説明いたします。  
まず、受付番号1番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上2件でございます。  
あっせん委員の指名と議受候補者の選定をお願ひいたします。

議 長

一つその前に、この受付番号2番は、これは売っておいて、またこっち  
の登録申出では、どこか買いたいというふうな申出ですか。

事務局

そうなんです。

議 長

そういうことね。

事務局

そうですね、こちらのメインとしては畑が主な経営地ございまして、田んぼというよりは、あっせんの譲受候補者としては畑のほうという、田畑は問わずですけれども、現在の作付状況としては畑地のほうが多くございますので、今回田のほうはちょっと譲り渡すけれども、別のところをしたいんだという内容の申出でした。

議長

それでは、あっせん推進委員さん、あっせん農業委員さんを指名いたします。

この受付番号1番、2番、もう同じところですので、同一でいきたいと思っております。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、候補者の選定をお願いいたします。この発表をお願いいたします。

まずは1番から順番にお願いしたいと思います。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、事務局、確認をお願いいたします。

事務局

それでは、受付番号1番と2番となりましたので、まとめて御報告いたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議長

それでは、あっせんの成立に向けてよろしくをお願いいたします。

なお、推進委員が1名来ていないようですので、連絡を取りながらあっせんをよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第258号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、受付番号1番、6番、7番の報告をお願いいたします。

推進委員

議案書の8ページをお願いいたします。  
こちら議案第258号「非農地証明願について」報告します。  
7月27日に現地調査を行いました。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の12ページと13ページの地図をお願いします。あわせて現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いします。

1筆については、耕起などにより農地に復元可能な状態であったため、非農地とは認められないという意見でまとまりました。

残り2筆については山林化しており、農地への復元は困難であると認められることから非農地であるという意見でまとまりました。

続いて、議案書の10ページをお願いします。  
受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の22ページと23ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の11ページと12ページもお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから非農地であるという意見でまとまりました。

続いて、議案書の11ページをお願いします。  
受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の24ページと25ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は出入口がなく、継続した営農は困難であると認められることから非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、受付番号2番と4番をお願いいたします。

農業委員

それでは、議案書の8ページをお願いします。  
受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の14ページと15ページの地図をお願いします。現地調査資料の3ページと4ページもお願いします。

現地は平成2年に資材置場として農地転用許可が出されており、現在は資材は置かれていませんでした。過去の航空写真で資材置場として使用されていたことが確認できたことから、非農地であるという意見でまとめられました。

続きまして、議案書の9ページをお願いします。

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の18ページと19ページの地図をお願いします。それから現地調査資料の7ページと8ページをお願いします。

現地は通路として使用されており、またコンクリートも貼られておりました。農地への復元をしても継続した営農が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。以上です。

議 長

それでは、受付番号3番をお願いいたします。

推進委員

それでは、議案書の9ページをお願いします。

7月27日に現地調査を行いました。

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

調査結果。議案書の16ページと17ページの地図をお願いします。現地調査の説明資料5ページと6ページをお願いします。

現地は宅地に接していましたが、農地に復元可能であることから非農地であるとは認められないという意見でまとめられました。以上、報告を終わります。

議 長

続きまして、受付番号5番と8番をお願いいたします。

推進委員

議案書の10ページをお願いいたします。

7月27日に現地調査を行いました。

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果。議案書の20ページと21ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから非農地であるという意見でまとまりました。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

7月27日に現地調査を行いました。

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果。議案書の26ページと27ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いいたします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められるため非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま推進委員さんのほうより報告がありましたが、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

まずは非認定相当ということで受付番号1番の1筆と受付番号3番ですね、これが非認定相当だということで報告が上がっております。

それで、受付番号1番の1筆と受付番号3番につきまして、非認定相当ということで同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、受付番号1番の残りですね、それと2番、4番、5番、6番、7番、8番が認定相当ということです。証明書を発行することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。



議 長                    それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局                    議案書の30ページをお願いいたします。  
議案第259号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
御審議をお願いいたします。

議 長                    それでは、1番をお願いします。

農業委員                    議案第259号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    それでは、番号2番と3番をお願いします。

農業委員                    受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員                    受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    続きまして、番号5番をお願いします。

農業委員                    受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、番号6番と7番につきましてお願いします。

農業委員

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

番号8番をお願いします。

職務代理者

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、番号9番をお願いします。

農業委員

番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

番号10番につきましてお願いいたします。

農業委員

受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、番号11番をお願いいたします。

農業委員

受付番号11番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、番号12番をお願いします。

農業委員

12番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 それでは、ただいま3条につきまして報告がありました。  
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

職務代理人 11番の営農状況を教えてください。

議長 地元委員、分かりますか。  
事務局、分かりますか。

事務局 すみません、ちょっとこちらのほうも営農状況という部分があればなんですけれども、譲受人のほうは、経営面積のほうが自作が7,442平米というところで、所有してある農地につきましては一部は農業法人のほうで貸しておるんですけど、ほかの部分は、台帳上は自作地が7,442です。その書面上で分かりますのは、今回の作付予定も水稻で、トラクター、耕運機、田植機についてはリースでしますというような記載の申請書でございます。ちょっと分かる範囲では今のような内容でございます。

職務代理人 トラクターとかそういうのを今からリースですか。

事務局 この分が申請書のほうにリースのほうに丸をしているんで、今からなのか、既にリースで借りているのかという部分につきましては、ちょっと分からない状況です。

職務代理人 また、そういうふうにならんとは思うんですけど、買う部分で貸しておる部分が結構あるという部分で、本人は会社の社長ということで、ほとんど農業にはタッチしていないと思うんですけど、そこをお聞きしたいんですけど。書類上はちゃんと問題ないということで。

事務局 そうですね、営農状況につきましては、こちらのほうが部会等で聞き取ったわけではございませんので、あくまでも書面上でしか分からないという状況でございます。今、会社の社長でというところで、実際、今の所有が耕作しているのかという部分につきましても、こちら台帳上ですと自作地が7,442平米あって、3,867平米を農業法人に貸し付けてあるという状況しか分からないので、実際営農状況をちょっと事務局のほうで詳細な把握はできていない状況にあります。

職務代理人 やっぱりそういうふうで、農地は持っていても実際営農しておらんという部分の中で、やっぱり辞退してもらいよる部分のあるけん、そういうところをやっぱり、分からんならもう仕方ない、そういうところをもう少し

ちゃんと分かるようにお願いします。

議 長 どうしますか、これはもう一回事務局のほうで当たってもらいますか。

事務局 例えば継続審議という形になれば、なりましたという通知と、今出たような営農状況の確認をしたいのでというところで受けるのかなと思いますけど、この場で聞いてというのはちょっとできないです。その後、結果の後確認を取るという部分については可能ではございますけど。

議 長 一応継続審議しておいて、事務局のほうで営農確認をして、それで確かなら3条の許可ということでもいいかなと思いますけれども、地元の農業委員さんもどうかなというところがあるようです。

まずこの11番につきまして、採決を取りたいと思います。

継続審議ということで思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

それでは、11番につきましては継続審議ということで、ちょっと営農の確認をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

農業委員 ちょっとお聞きしていいですか。この3条の審査表に基づいて、この3条は現地は誰がどうとかいう営農計画とかは、そこまで実際には見らんで、農地法の第3条のこの許可申請に係る審査表を基に許可を決めてあるんでしょう。

事務局 はい。

農業委員 そうしたら、今行った方は農業をしよるじゃろうかということをつまづま知っておったけん、こういう計画表とかをと言ひよるけど、普通は3条の審査表だけで許可を決めているんやろうか。

事務局 おっしゃる内容のとおりで、確かにこの28ページに記載しております7つの項目という部分につきましては、書類審査上というところで実情を聞いた上でのあれではないです。ただ、通常農地台帳の登録状況とかの部分の反映させておりますので、結局こちら50アールの面積に達しておるかというところにつきましては、やはりその農地台帳上7,000幾つかあるという状況でクリアしておるということで、これを面談によってした

のかという部分につきましてはそうではなく、あくまでも書類上ということでございます。この中で、やはり審査する上で不明な点等が生じれば、相手方のほうがどうかというのもあるんですけど、なかなかこの3条申請に関しましては新規での取得じゃない限り面談等を行っていないという部分がございますので、やはり中には地域が違う等を含めて営農状況という部分は不明なところが出てくる可能性も今回のようにあるのかなとは思っていますが、申し訳ありませんが、この28ページの審査表につきましては、やはり面談をした上での記載ということではなく、ちょっと書類上、台帳上確認できた部分での記載ということになります。

審議いただく上ではこの部分も参考になりますが、実際どういう状況か分からない、適性にできるのかどうかという部分が確認できなければ審議できないというのも一つの理由でございますので、そのように申し添えます。

まず、28ページの審査表につきましては、面談を実施した上での記載ではないということだけお伝えしておきます。

議 長 採決を取る前に審査表の説明をもう一回。

農業委員 農業委員さんがそれだけ、推進委員さんも把握しておかないかんということですよ、それを。

事務局 はい。

議 長 この7反ほど自作地を持っておいて、そのトラクターも何も持っておらん、どこかからリースでしますよと。今までしてあるのか、もうリースで借りてあるのか分からないもんだから、そこいらのちょっと経営概要を確認したいということで、3条がだめだと言っているんじゃないかと、ちょっと一回継続審議して、ちょっとその件を聴取させてくださいということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

事務局 それでは、審査表の部分でちょっと説明が足りていなかったもので、農地法第3条の許可申請につきましては、この28ページ、29ページにありますが、7つの項目で審査していくものでございます。こちら一つでも「はい」がつけば原則許可できないということに引っかけってくるんですけども、今回12の案件につきましては全て「いいえ」に該当しておる状況でございます。ただ、今出ましたように、こちら耕作の意思等につきましては申請してあるということで、今回のこの11番につきましても耕

作の意思がある中での申請だという部分については言えるものでございます。全体的に「はい」という項目がございませんので、書類の審査上については許可相当と言えるものでございますが、やはり審議をする中で疑義が生じた場合は根拠を持ってということも指摘されましたので、継続なら継続の理由を明確にして申請人に伝えていきたいと思っております。以上でございます。

議 長

それでは、11番を除いた分で採決を取りたいと思います。

1番から12番の中で11番だけ除いた分を外して、あとの部分を許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、ここで3時5分まで休憩いたします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の38ページをお願いいたします。

議案第260号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会のほうから報告をお願いいたします。

調査部会員

農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

議案書の38ページをお願いします。

議案第260号。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の39ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査資料の17ページと18ページもお願いします。

今回イチゴの作付のため、周辺の道路の高さに造成するために申請されています。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良に伴う

一時的な転用行為のため、不許可に例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となるような意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

同じく受付番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の44ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の19ページと20ページをお願いします。

令和元年の12月2日に農業用施設への農振の用途変更の告示となった案件です。また、令和元年9月に1年間の農地改良工事の許可を受けて造成してありますが、一部に桃の作付がありました。農振区分は農用地区域内の農地ではありますが、用途区分と一致した土地利用計画のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件でありますので、関係各課の協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議 長

ただいま4条の申請につきまして報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移りますが、その前に基準判断のほうの説明、審査分をお願いします。

事務局

農地法第4条の許可申請につきましては、37ページに記載しております一般基準と38ページ記載の立地基準によって判断することになります。

まず、37ページのほうの一般基準でございますが、こちら案件2つとも「適当である」とか、農地改良に至っては作付計画も出ているところで、一般基準につきましては相当と言えるものでございます。

38ページの立地基準でございますけれども、調査部会のほうからもありましたとおり、受付番号1番につきましては農振農用地で原則許可できないところなんですけれども、農地改良のための一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当しますという内容で、こちらのほうは立地基準を満たすということでございますし、2番の案件につきましても、農振法上は施設用地という用途に変更されておりまして、農業用施設への転用につきましては農振法上も支障がないというところで用途変更が認められた

ところでありますので、立地基準上も不許可の例外に該当して問題ないということでございます。

4条の1件、2件とも立地基準、一般基準を満たすものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

第4条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の53ページをお願いいたします。

議案第261号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、5条につきまして、第1調査部会のほうよりよろしくお願いいたします。

調査部会員

議案書の53ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

議案第261号。

受付番号1番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の54ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査資料21ページと22ページもお願いいたします。

今回、現在の居住地が手狭になったということで申請が出ています。農振区分は第1種農地であります。集落に接続した農地に住宅建築の目的のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、住宅建築するのはもう少し地上げをしたほうがよいのではないかと思います。関係各課から特に支障となる意見がありませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。



以上、報告します。

議 長

ただいま5条につきまして報告がありました。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、基準審査の報告をお願いいたします。

事務局

同じく農地法第5条の許可申請につきましても、37ページに記載の一般基準と53ページに記載しております立地基準を基に判断していただくわけでございますけれども、まず、37ページの一般基準につきましては、「適当である」とか「該当がない」とか「支障がない」という部分で、こちらの項目につきましては相当と言えるものでございます。こちら53ページの立地基準につきましては、第1種農地ということでありまして、集落に接続した農地に対しての住宅建築の目的での申請だということで、集落接続による不許可の例外に該当してきますので、こちらのほうも立地基準はクリアするものと。よって、一般基準、立地基準とも許可基準としては満たしているものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、5条につきまして、採決に入ります。  
ただいまの申請につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の61ページをお願いします。  
議案第262号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課の担当者のほうから説明をお願いいたします。

農業振興課

議案第262号の説明をさせていただきます。

資料の62ページをお願いいたします。

申請者はイチゴとキュウリの経営をされております。父も認定農業者の認定を受けておりますが、父とは別の経営体で経営をされておられますので、新規の認定申請となります。

申請人は、祖父母からイチゴ栽培を教わりながら、平成24年に就農し、現在は44棟のビニールハウスでイチゴとキュウリを栽培されております。

今後は、イチゴについては古いハウスを新しく建て直し、高設栽培に移行する計画です。また、キュウリについてはイチゴと兼用でハウスを使用しておりますので、キュウリ専用のハウスを設置して生産性を上げていく計画となっております。

祖父母の高齢によりイチゴの作付面積は減らす計画となっておりますが、雇用を増やし、作業の効率化、生産技術の向上を図っていく計画となっております。計画内容としては、農業経営の改善に向けた計画となっており、認定相当であると考えております。農業委員会におきまして御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま担当者のほうより説明がありました。  
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。  
申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の66ページをお願いいたします。  
議案第263号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、経営基盤強化法推進機構が行う農地の所有権移転の申請の内容でございます。

それでは、説明させていただきます。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、3件の所有権移転の案件が上がっております。よろしく御審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。  
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。  
この利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
これで全ての議事が終了しました。

議 長

その他のほうに移ります。

事務局

すみません、議案書の67、68ページにつきましてはあっせん申出があった分、今年4月の分と1月の分ですかね、この3件があっせん申出の取下げが上がっておりますので報告で上げております。

69ページにつきましては、さきのあっせんの議案のときにしましたが、てんまつということで、またこちらがあっせんが継続、こちらの分については継続するものでございます。

70ページにつきましては、農業経営改善計画の認定の部分で、先月分

に新規更新部分をかけた部分ということで、農業振興課の農政係のほうから資料を提供いただいておりますので、御一読いただければと思っております。

それでは、議案書の1ページ目に戻っていただきます。

まずは、農政対策委員会の報告ということで、平野委員長のほう、報告をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。資料はちょっとございませんので。

副会長

農政対策の報告を行います。

資料は載っていませんので、1件だけです。

7月14日に農政対策を行いました。

認定農業者等との意見交換会につきまして決定しておりますので、報告したいと思えます。

11月10日総会終了後に行いたいと思っております。そして、場所は交流プラザ志摩館の別館大会議室で行うようにしております。そして、大体規模といたしましては70名程度ですようにしております。大体認定農業者等が10人、農業女性の会が10人、新規就農者ネットワークが5名、それに糸島市農業委員会が19名で最適化推進委員34名につきまして、あとは事務局3名と農協辺りから来てもらって、おおむね70人前後で行うようにしておりますので、よろしく願いします。コロナでどうなるか分かりませんが、よろしく願いします。

それに先立ちまして、参加の依頼を9月14日までに出していただくように依頼はしております。

あと一つは、ここにありますが、1つは日程ですが、今後の活動の日程を延期ということで、これ、内容的には事務局のほうから説明させたいと思えますので、以上で報告を終わります。

事務局

ありがとうございます。

農政対策のほうで、今の認定農業者等との意見交換会の分と併せて、今回資料として年間行事のほうを配らせてもらっておるかと思えます。この網かけしている部分が日程を延ばすというか、変わった部分でございます。8月の分から調査部会のほう、部会長と部会の方にはちょっと御迷惑をかけておりますけれども、今回農政対策のほうにちょっと相談いたしまして、調査部会に、今回もありました4条、5条許可申請につきまして、各課意見のほうがなかなか聴取できないというところで、解決策の一つとなるということで、現行の調査部会から総会までの期間をうちが取っているんですけども、調査部会の開催を1日、2日遅らせただけでも各課の意見のほうで聴取しやすいということもございましたので、8月の調査部会、実際は7月30日が調査部会でございますけれども、急遽連絡をい

たしまして、7月の調査部会案件から順次ずらしていく形を取らせてもらっています。こちら9月につきましても当初年次計画よりずれております。この部分で9月、10月というところで来年の3月まで変更した部分につきましては、日にちと会場のほうをちょっと変えた部分等がございますので、いま一度確認いただきたいと思っております。

真ん中の総会部分につきましては、意見交換会を開催するに当たって、総会後の開催という決定になりましたので、当時の総会の会場のほうも場所を変えてこちらのほうで開催というところで、交流プラザの志摩館が計算上は160入るような部屋の大きさということでございましたので、関係者を入れて70名程度で計画というところでの報告があったところでございます。

それと併せまして、農地対策、農政対策委員会につきましても、こちらにつきましても、会長を含めた県の常設委員会とかの絡みで、ちょっと当初から日時がかぶってしまっておった部分がございますので、8月18日に農地対策のA班というところ、また農地対策につきましても年明けの1月19日に、またA班のほうがちょっと日程が変更になるという部分でございます。農政対策委員会につきましては、9月が14ぐらいで、16でしておった部分が17日のほうにちょっと変更いたすようになりますので、改めて総会等の日程のほう、変更した部分を今回お知らせする形になっております。以上でございます。

議 長

それでは、農地対策B班の報告。

事務局

すみません、議案書のほうの報告案件で漏らしております。今月は7月20日の日に、農地対策B班のほうも開催しております。東司委員長のほう、よろしくお願いいたします。

農業委員

農地対策委員会B班。7月20日、現地調査を行いました。

7件ありますが、大体作付のほうはできてありました。3件ばかり作付があったところと雑草がちょっと生えておるところがありましたので、そのところは口頭で指導ということで、言っております。

続いて、8番についてで、ここも結構広い土地でしたが、一部は野菜とかを作付してありましたが、若干やっぱり雑草とかがまだ生えているところがありました。今年の夏に弟さんが帰ってくるので手が増えるということでありましたので、ちょっとしばらく様子を見るというふうにしております。

続きまして、9番、ここは田で、ちゃんと稲の作付がありましたので、確認しております。

10番、ここは住宅に附属する農地ということで、その住宅の壁に、一

段高いところに農地があって、ちょっとそこは農業機械とか入るような場所はございませんでしたけれども、竹は伐採されて、何点か竹は残って、モウソウチクという竹でしたけれども、そういうタケノコを採るような管理と、その間にブドウの木が植えてつけてありましたので、管理はされていきました。以上です。

議 長                    それでは、今後の予定について、事務局。

事務局                    今後の予定でございます。

**【資料に基づき説明】**

今後の予定につきましては以上でございます。

議 長                    それでは、その他のその他で何か皆さんありましたら。

(質問、意見なし)

事務局                    その他のその他はないということで、閉会のほうに入っていきます。  
それでは、閉会の言葉を平野副会長のほうからお願いいたします。

副会長                    なかなかコロナの中でいろいろ大変と思いますが、本日は慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、第30回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

令和3年8月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

8 番 成 吉 隆 義

13番 三 坂 勝 弥